

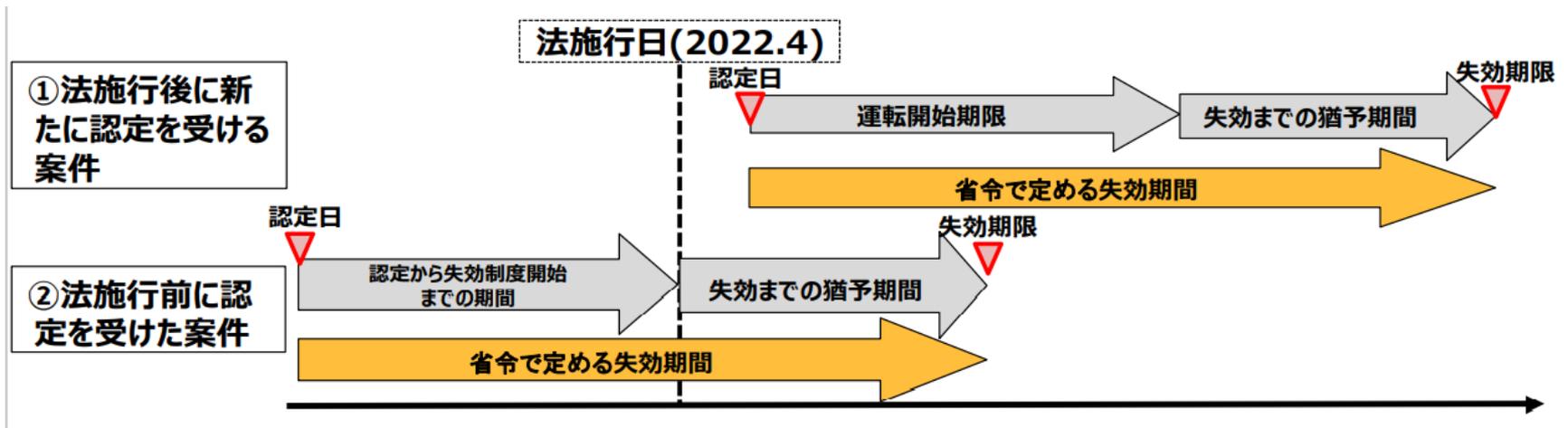
国の最新の動向

令和2年9月17日

山梨県

長期未稼働に対する失効制度

- ・過去の認定時の高い調達価格の権利を保持したまま、長期にわたり、運転を開始しない案件が大量に滞在することにより、将来的な国民負担増大の懸念等の問題が生じている。
- ・未稼働の状態のまま、認定時点のコストで算定した高い調達価格が保持されることに加え、認定設備に係る系統容量が使われなまま確保され、国民負担の増加や新規事業者の系統利用の阻害リスクが生じる。
- ・今般の抜本見直しに伴う法改正に認定失効制度を盛り込んだ。



失効期間の設定に当たっての考え方

・運転開始期限（認定後3年間）の1年後の進捗状況で判断する。

- ① 系統連系着工申し込みを行っていない案件は、運用開始期限の1年後の時点で認定を失効。
- ② 系統連系着工申し込みを行った案件は、運転開始期限に、猶予期間として、運転開始期間に当たる年数を加え、その到来をもって認定を失効。（猶予期間：運転開始期限3年+3年=6年）

・改正法施行日(2022.4)時点で運転開始期限を超過している案件は、改正法施行日を起算点とし、上記①、②と同様の取り扱い。

失効制度に関する設計（案）のイメージ

